

収入の減少状況等に関する申請書

歳入徴収官 殿

申請した国有財産の貸付料(貸付け以外の方法により使用又は収益をさせた場合には、その対価)(以下「貸付料等」という。)に係る履行延期の特約について、特約の要件である新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響による収入の減少状況等については、以下のとおりであることを申告いたします。

申請年月日:令和 年 月 日

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)						
申請者	住 所 所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		新型コロナウイルス等の影響	☐ イベント等の自粛で収入が減少	
	氏 名 名称				☐ 外出自粛要請で収入が減少	
				☐ 入国制限で収入が減少		
				☐ その他の理由で収入が減少		
貸付物件又は使用許可物件の所在地						
納付すべき貸付料等	現在の納付期限	貸付料等	希望する納付期限	現在の納付期限	貸付料等	希望する納付期限
	令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	合計	①	
猶予期間	履行期限後に履行期限の延長を承認する場合は、履行期限の延長を承認した日の翌日から1年以内、履行期限前に履行期限の延長を承認する場合は、履行期限の延長を行う債権の履行期限の翌日から1年以内。					

2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)								
(1) 収入及び支出の状況等 (記載方法については、裏面を参照)								
令和2年2月以降、1年前から3年前の同月と比べて収入の減少率が大きい月 (申請月の前月から過去6か月以内の任意の月) の収支状況を記載してください。								
収入	項目	令和 年 (当年)			1年前から3年前の同月			収入減少率
		月	月	月	年	年	年	
		円	円	円	円	円	円	
支出	売上							1 - (② ÷ ⑤) 1 - (③ ÷ ⑥) 1 - (④ ÷ ⑦) のうち最大のものを記載
	小計	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
	仕入							支出平均額
	販売費/一般管理費							
	借入金返済							
生活費(※)								
	小計	⑧	⑨	⑩				(⑧ + ⑨ + ⑩) ÷ 記入月数
								⑪ 円
※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。								
※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。								

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等(注1) (⑪×6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額(注2)	円	
(注1)事業の継続のために必要な経費の他、申込者及び申込者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活の維持のために必要な経費を含みます。		(注2)今後想定される臨時的な支出額を記載してください。 確定していない場合は概算で構いません。			
=				当面の支出 見込額(⑫)	円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	現金・預貯金 の合計(⑬)(注 3)	円
現金	円	預貯金	円		

(注3)通帳や帳簿等を参考に、現在お持ちの現金・預貯金の額を記載してください。
なお、今後回収見込みの売掛金や貸付金などを考慮する必要はありません。

(4) 納付可能金額(注4)

$$\text{⑬(現金・預貯金残高)} - \text{⑫(当面の支出見込額)} = \text{納付可能金額(⑭)} \quad \text{円}$$

(マイナスの場合は0)

(注4)当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・
預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金
額」として納付期限までに納付していただく必要があります。

(5) 猶予額

(①)納付すべき貸付料等	円	-	(⑭)納付可能金額	円	=	猶予額	円
--------------	---	---	-----------	---	---	-----	---

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降、申請月の前月から過去6か月以内の任意の期間(1月以上)において、収入が1年前から3年前の同期間に比べて概ね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

収入等が確認できる書類(売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなど)の提出が必要となりますが、準備に時間がかかる場合など提出が困難な場合は、口頭により伺います。

《収入及び支出の記載方法》

お手持ちの帳簿や試算表から最近の収支状況を記載します。

項目	① 令和 2 年(当年)			
	2 月	3 月	5 月	
② 収入	円	円	円	
	売上	1,800,000	1,500,000	1,500,000
③ 支出	小計	③ 1,800,000	④ 1,500,000	⑤ 1,500,000
	仕入	1,000,000	800,000	800,000
	販売費/ 一般管理費	150,000	100,000	100,000
	借入金返済	200,000	200,000	200,000
④ 生活費(※)	250,000	250,000	250,000	
小計	⑧ 1,600,000	⑨ 1,350,000	⑩ 1,350,000	

① 令和2年2月以降、申請月の前月から過去6か月以内において、1年前から3年前の同月と比べて収入が減少している月を1月以上記載します。連続した月でなくても構いません。また、月の途中(21日～翌日20日など)の計算でも差し支えありません。

② 収入には、事業収入のほか、給与収入など定期的なものを含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含みません。

③ 支出には、その月において実際に支払った(支払が予定される費用)を記載します。減価償却費など実際に支払われない費用は含みません(休業等により通常より支出が減少している場合は、それ以前の任意の期間の支出を記載して差し支えありません。)

④ 個人事業者の方は、事業の支出以外に個人的な生活費も記載します(法人の場合は生活費は支出に該当しないので記載しません。)